

映画「伊藤千代子の生涯」 制作支援・上映岐阜県実 行委員会は、2月25日 12口を達成（1口10万円）

岐阜支部 高井節子



岐阜県版
第368号
2021年3月15日

治安維持法同盟
岐阜県本部
〒500-8879
岐阜市徹明通7-13
岐阜県教育会館308号室
Tel 058-252-5366
振替00840-2-88638

私たちの運動の基本
ふたたび戦争と暗黒政治を許さないために

- 一、治安維持法体制の復活に反対する
- 二、国は、戦前の治安維持法が、人道に反する悪法である事を認めること
- 三、国は、治安維持法の犠牲者に、謝罪と賠償をおこなう事

私たちは、今まで伊藤千代子の生い立ちや
生き方などを、著書「時代の証言者・伊藤千
代子」や講演などによつて、学び理解してき
ました。

やむにやむの時代の背景にあるもの等についても、
理解することが重要です。

◇参考書籍 「戦争と弾圧」
著者 總編 厚 11100円

3.15事件と特高課長 總編弥三の軌跡、
初版 2020年10月30日発売
すべに売り切れ、現在第2版を作成中。

3.15事件は、侵略戦争を押し開いた一つの
重大事件であった。日本共産党の弾圧にと
どまらず、戦争を止めようとする、すべての
人々と組織への弾圧であった。

1989年10月映画撮影開始、
1989年3月映画完成予定
1990年5月より全国上映
開始予定
監督・桂壮三郎さん、
出演・嵐圭史さん
・竹下景子さん

弥三によつては、日本共産党の存在は戦前
戦後を通じ、一貫して排撃すべき対象として
確信を持っていた。

（二月二日現在）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟資料 連載

資料（2）治安維持法犠牲者になぜ國家賠償を求めるのか

一、賠償を要求する法の根拠は何か

「治安維持法犠牲者に國家賠償を」という私たちの要求に、三つの点で疑問が出されています。その疑問に答えるかたちで、私たちの考えを明らかにしたいと思います。

二、治安維持法も戦時中は有効な法律だったのでは？

治安維持法は終戦までの二十年間、日本を侵略戦争に駆り立てる法的武器として猛威をふるってきました。

治安維持法が罪としたのは、「国体の変革」と「私有財産の否認」でした。「国体の変革」というのは日本国憲法の大原則とされている「主権在民」のことであり、「私有財産の否認」というのは社会主義の思想をさしていました。

このような思想・政治信条を犯罪扱いするのは「人類普遍の原理」（憲法前文）に反し、いつの時代においても絶対にあつてはならないことです。治安維持法による弾圧は基本的人権の擁護と民主主義を基調とする近代社会の理念と相容れないもので、戦時中の法律をもつてしても）のような人権侵害は許されないとしました。

第二次大戦後、ニューヨーク国際法廷と極東軍事法廷（東京裁判）をつうじて、国際法上新しい概念が確立されました。

「戦争犯罪」と「人道に反する罪」を处罚するというものが私たちの願いです。

（仮称）を制定したいと考えています。

この立法をつうじて、「再び戦争と暗黒政治を復活させない」ための証（あかし）としたいというのが私たちの願いです。

「悪法も法なり」の考え方を認めず、「時効」の規定も適用しないという原則が打ち出されました。

ヒットラー政権下のドイツでは、人倫にてらしてとうてい容認できないいくつもの悪法が制定されました。

ユダヤ人と性的関係をもつたドイツ人を処罰したり、障害者やユダヤ人に強制的な「断種」手術を認める法律もありました。

このような非人道的なことは、法律の規定がどうなつていようとも「人類普遍の原理」から見てあつてはならない」とです。

ユダヤ人の性行為を理由に有罪の判決をした裁判官や、障害者、ユダヤ人などに「断種」を命ぜる判決をした裁判官は、「人道に反する罪」を犯したものとして、戦後厳しく处罚されました。「ナチス政権下では適法な法律であった」という弁解は、「人類普遍の原理」に反するものとしてすべて退けられたのです。

一九九八年四月のことですが、かつて一五〇〇人のユダヤ人を逮捕してナチス当局に引き渡したビシー政権時代の地方官僚で、戦後フランス政府の予算相になつたパポン（フランスの裁判所は禁固十年の刑を言い渡しまし

潮流

織田勝三。知る人ぞ知るその名は、この國の暗黒史に深く刻まれています。戦前人物です▼内務官僚として思春期の先頭に立った勝三は、その後、文部官僚に転身。青年を戦争へと駆り立てます。戦後は国会議員として紀元節の復活に奔走。天皇＝神の國の皇國史觀などいふらとつかり、日本が民主化の道に進みだすなかでも戦前回帰をもくろみました▼彼の軌跡は同じく織田勝三さんが記した『戦争と弾圧』に詳しい。著者は、猛烈な弾圧なくして侵略戦争も植民地支配も遂行できなかつたと。さらに勝三の歩みを追うことで、現在の日本社会にある「新たな戦前」づくりにも言及しています▼戦争と表裏一体になって進められた思想弾圧。それは学問の自由が攻撃された高川事件でも。

二〇一二年二月一日付
「しんぶん赤旗」より

（三・2・11）

トルストイの刑法提を語ったにすぎない京大教授の講演をあえて無政府主義と問題にしたのは、当時の治安維持体制と密接な関係をもつた人々が暗躍していました。官僚による学術会議への介入問題でも特高の流れをくむ公安出身者が暗躍していました。

副長官が任命拒否のリストをつくりていたのです▼きょうは、勝三が旅振り役となつた紀元節を復活させた由。袖話をつけてつくり上げられた神州をよみがえらせ、歴史を逆戻りさせようとぐらむ努力。そのふたたびの台頭を許さず、思想や学問の自由を守るために戒めの口とした。三・2・11



た。パポンは「政府の命令を実行しただけ」と無罪を主張しましたが、当時の法律や政府の命令がどうであれ、ユダヤ人をナチス政権に引き渡した行為は「人道に反する罪」にあたりとして、パポンの主張はしりぞけられました。

日本国憲法「前文」は、憲法が保障した諸権利を「人類普遍の原理」であるとし、「これに反する一切の憲法、法令及び詔勅」を排除すると言宣言しています。

一九四五年一一月二九日に「政治犯罪の資格回復に関する件」と題する詔勅が出され、治安維持法で処罰された人は、「将来に向かつてその刑の言い渡しきをうけざりしものとみなす」として、選挙権、被選挙権を含む一切の公的資格が回復されました。国民を「性別」、「思想・信条」、「宗教」などによつて差別しないというのは「人類普遍の原理」ですから、法律をもつてしても「これに反する」とをしてはならないとされています。

国際連合が定めた「戦争犯罪と人道に反する罪に対する時効不適用条約」前文は、「人道に反する罪」について「国際法における最高の重罪」であるから、国内法がどう定めているよりも处罚されるべきであるとしています。

当時の国内法がそれを合法としている場合であつても、「人道に反する罪」をおかしたものは責任をまぬがれないというのが国際社会の常識です。

三、「人道に反する罪」に時効は適用しない

「時効不適用条約」が発効したのは一九七〇年でした。日本はこの条約を批准していましたが、この条約の考え方は国際社会の常識になつています。

アメリカ政府とカナダ政府は、太平洋戦争中に一二万人の日系アメリカ人、日系カナダ人を不恰當に収容所に隔離して自由と財産を侵害しました。両国政府は一九八〇年代になつてその行為の不当性を認めて陳謝しました。

一人当たり約一五〇万円の国家賠償を行いました。アメリカもカナダも「時効不適用条約」は批准していない国ですが、「人道に反する罪」には時効を適用しないという国際常識にしたがつて、日本政府が国家賠償すべきものと思っています。

資料(2)完
(つづく)

国民を思想・信条の違いによつて処罰した治安維持法犠牲者には、「人道に反する罪には時効を適用しない」という国際常識にしたがつて、日本政府が国家賠償すべきものと思っています。

ビシー政権の元閣僚パポンに対する禁固一

〇年の有罪判決も、事件から五〇数年後

裁判でしたが、時効だから处罚できないという考えは採用されていません。

イタリアではローマ市民三三五人の銃殺を指揮したナチス親衛隊長が逮捕され、一九九六年に有罪判決が言い渡されました。

れも五〇数年後に、時効不適用の原則にしたがつて有罪判決が下されたのです。

我が国においても考えは同様です。従軍慰安婦にたいする国家賠償が大きな問題になっていますが、五〇数年前の従軍慰安婦問題について、時効だから請求権が消滅したという議論はどうの国からも出されていません。

日本政府もそのような言い方はしていませんが、従軍慰安婦といふ「人道に反する罪」については時効は適用されないと、いう国際常識が、日本政府も含めて、当然の前提になつていてからです。

国民を思想・信条の違いによつて処罰した治安維持法犠牲者には、「人道に反する罪には時効を適用しない」という国際常識にしたがつて、日本政府が国家賠償すべきものと思っています。

